

岩手県告示第11号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更したいので、その旨公告する。

平成25年1月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 都市計画の種類 都市施設（公園）
  - 2 都市計画を変更する土地の区域 陸前高田市高田町字下宿、字中宿、字本宿、字曲松、字古川、気仙町字砂盛、字中堰、字土手影、字木場、字的場、字小渕、字川口及び米崎町字沼田（別紙図面のとおり。）
  - 3 変更に係る都市計画の案の縦覧の期間及び場所
    - （1） 期間 平成25年1月11日から同月25日まで
    - （2） 場所 岩手県県土整備部都市計画課及び沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター並びに陸前高田市役所
- 備考 「別紙図面」は、省略し、都市計画の案の縦覧場所に備えておいて縦覧に供する。